

スマホ決済で20%ポイント還元 参加店舗募集

村では、スマホ決済(PayPay)で買い物等をするすると20パーセントのポイントが還元される「キャッシュレス決済ポイント還元事業」の参加店を募集します。**すでにPayPayに加入している事業者は、自動的に事業へ参加となるため、申し込み等の必要はありません。**「新しい生活様式」に沿ったキャッシュレスの推進等で、消費を喚起し、本村の経済活性化を図るため、ぜひご参加ください。

【問い合わせ】産業政策課産業政策推進担当(☎282-1711 内線1270)

対象となる要件▽▽村内に店舗等を有する、小売業、飲食業、建設業、理容・美容業などのサービス業▽中小企業である(中小企業信用保険法第2条第1項に該当)▽チェーン店またはフランチャイズ店でない——の全てを満たす事業者 ※個人事業主がフランチャイズ形式で営む場合は対象となります。
その他▽詳細は、お問い合わせになるか、村公式ホームページをご覧ください。



参加店舗募集期間
10月28日(金)まで
 (11月以降の適用となる場合あり)

キャンペーン期間
10月1日(土)～11月30日(水)
 (予算上限額に達した時点で終了)

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

10月1日(土)から使用する新しい保険証を郵送します

9月12日(月)から、後期高齢者医療制度の被保険者へ、新しい保険証(後期高齢者医療被保険者証)を簡易書留で郵送します。新しい保険証の使用期間は、10月1日から令和5年7月31日までとなります。10月以降に医療機関を受診する際は、**有効期限が令和5年7月31日と記載のある保険証(セピア色)**であることを確認の上、ご使用ください。古い保険証は、10月1日(土)以降には、はさみ等で裁断して破棄するか、保険課(役場行政棟1階)へご返却ください。

■ご注意ください! 8月1日から使用している限度額適用認定証(水色)や限度額適用・標準負担額減額認定証(黄色)をお持ちの方は、継続して使用しますので、誤って破棄しないようお願いします。



◀後期高齢者医療被保険者証 (はがき大・セピア色)

配達期間内に不在等で受け取ることができなかった方は、9月30日(金)以降(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、▽窓口に来る方の本人確認ができるもの(顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証等)の場合はいずれか1点、その他(保険証・介護保険証・通帳等)の場合はいずれか2点)▽印鑑(ゴム印不可)——をお持ちの上、保険課へお越しください。

【10月1日(土)から、一定以上の所得のある方は医療費の窓口負担割合が変わります】

有効期限が9月30日の保険証で一部負担金の割合が「1割」の方のうち、一定以上の所得のある方は、今回交付される保険証の一部負担金の割合が「2割」に変わります。「2割」と記載のある保険証が交付された方には、窓口負担割合の判定に関するリーフレットを同封しますので、ご覧ください。※リーフレットは、保険課でも配布しています。

今回の窓口負担割合の変更は、令和4年度以降に団塊の世代が75歳になり始めたことにより、医療費の増大が見込まれることから行われるものです。現役世代の負担を抑え、「国民皆保険」を未来につないでいくために、皆様のご理解をお願いします。

9月30日(金)まで		10月1日(土)から	
区分	窓口負担割合	区分	窓口負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割	一定以上の所得のある方	2割
		一般所得者等	1割

【問い合わせ】保険課医療保険担当(☎282-1711 内線1134・1135)